

市民文化活動の振興

1 吹田市民劇場

吹田市民劇場は、吹田市文化会館を会場とし、音楽、演劇その他の幅広いジャンルの中から、優れた作品を市民に提供することを目的とし、昭和60年度(1985年度)から市、教育委員会及び(財)吹田市文化振興事業団の共催で開催している。なお、平成24年度(2012年度)からは、市及び(公財)吹田市文化振興事業団の共催で実施する。企画については、作品鑑賞機会の提供はもとより、市民の参加等も考慮しながら、幅広い文化的要求に応え得るような内容に努めている。

平成25年度(2013年度)は、以下の事業を開催した。

- (1) 第158回吹田市民劇場 関西フィルハーモニー管弦楽団七夕コンサート2013
- (2) 第159回吹田市民劇場 子どものためのバレエ「眠れる森の美女」
- (3) 第160回吹田市民劇場 Xmasファミリーコンサート

2 平和コンサート

- 非核平和宣言都市すいた 市民平和のつどい2013 平和コンサート

昭和58年(1983年)8月1日に表明した「非核平和都市宣言」の趣旨にのっとり、平和の尊さを考える一環として、昭和62年度(1987年度)からコンサートを市、教育委員会及び(財)吹田市文化振興事業団との共催で開催している。なお、平成24年度(2012年度)からは市及び(公財)吹田市文化振興事業団の共催で実施している。

平成25年度(2013年度)は、8月3日に加山雄三ホールコンサートを実施した。

3 コンクール事業

- すいたティーンズクラシックフェスティバル

吹田の若い音楽家の育成と音楽の裾野を広げ、音楽文化の創造、発展及び向上に寄与することを目的に、10代の青少年の表現の場となるクラシック音楽の祭典(普及育成型コンクールと関連事業)を(公財)吹田市文化振興事業団と共催で実施している。

地域に密着したものになるよう、参加ジャンルを幅広く設けるとともに、吹田に縁のある音楽家が審査員を務めている。

平成25年度(2013年度)は、以下の事業を開催した。

- コンクール予選、本選
 - 審査員によるセミナー・レッスン
 - 受賞者によるフレッシュコンサート
 - すいた短詩コンクール
- 短歌、俳句、川柳の公募を図り、創作を通じて市民の創作意欲を喚起し、日本語の持つ美し

い語感と豊かな表現を感じることで、市民文化活動の振興を図ることを目的として開催している。吹田市在住の歌人、俳人、川柳作家が審査員を務める。

4 市庁舎ギャラリー

市民の美術的創造活動の振興と市庁舎の美観向上に資するため、本庁舎内に設置した。市庁舎1階ギャラリー（中層棟1階正面玄関ロビー）、市庁舎夢ギャラリー（本庁舎内各所）、市庁舎地下ギャラリー（中層棟地下1階通路）として展示場所、期間の異なる3種類のギャラリーを開設している。

平成25年度(2013年度)の利用状況 55件

5 地域市民ギャラリー

市民の美術に関する創作及び鑑賞活動を身近な場所において促進するため、勤労者会館、千里丘・岸部市民センターの施設内に地域市民ギャラリーを開設している。

平成25年度(2013年度)の利用状況

勤労者会館 14件、千里丘市民センター 2件、
岸部市民センター 3件

6 南山田市民ギャラリー

民間事業者から寄贈を受けたマンションの1室を市立南山田市民ギャラリーとして、平成16年(2004年)7月1日に開設した。暮らしに身近な場で市民が創作した美術作品を展示し、鑑賞する機会を提供することにより、市民の美術に関する創作活動を促進し、市民文化の向上を図っている。なお、施設管理については、指定管理者が行っている。

(1) 施設の概要

位 置 山田市場9番1-110号（ライオンズガーデン千里丘1階）
延べ床面積 70.5㎡（展示室面積 54.0㎡）

(2) 平成25年度(2013年度)の施設利用状況

20件（観覧者数 3,640人）

7 吹田市文化功労者表彰

芸術・芸能文化、歴史・伝統文化、国際交流活動等の地域文化、市民文化の振興に貢献した個人又は団体、及び社会教育、体育等の文化活動において特に功績のあった個人又は団体に対し、その功績をたたえとともに、市民文化振興の一層の推進を図ることを目的として、毎年文化の日に表彰を行う。

8 美術展覧会

吹田市民を主たる対象とし、美術の発展及び市民の情操教育に資することを目的として第59回公募吹田市美術展覧会（吹田市展）を吹田市文化会館において開催した。

公募吹田市美術展覧会

名 称	第59回公募吹田市美術展覧会							
搬 入	平成25年(2013年). 10. 5(土)	審 査	平成25年(2013年). 10. 6(日)	表 彰	平成25年 (2013年). 10. 20(日)			
会 期	平成25年(2013年). 10. 12(土)～10. 20(日) 9日間			入場者	2, 312人			
出品状況	部門別	公募 点数	入選 (うち入賞)	選 外	審査 会員	招待 (うち入賞)	出陳 点数	会場 吹田市文化会館 展示室 集会室 展示ロビー 第2練習室 主催 市 教育委員会 吹田市美術協会
	日本画	32	32 (8)	2	5	2 (1)	39	
	洋 画	105	83 (17)	22	8	2 (1)	93	
	彫 塑	10	10 (5)	0	2	1 (0)	13	
	工 芸	45	45 (9)	0	3	3 (1)	51	
	書	16	16 (5)	0	6	4 (1)	26	
	写 真	146	85 (22)	61	5	0 (0)	90	
	グラフィック	19	19 (5)	0	4	3 (1)	26	
	計	373	290 (71)	85	33	15 (5)	338	

9 市民文化祭

市民文化の創造と振興を図るとともに、文化活動を礎とした市民意識の高揚を目的とし、教育委員会、吹田市文化団体協議会及び加盟各団体の共催で春季と秋季に吹田市文化会館を主たる会場として開催した。

また、文化団体協議会会員以外の市民（団体）の公募による舞台・展示等発表会として芸術芸能フェスティバルを文化祭のプログラムに統合し、開催した。

主なプログラム	文化団体発表・展示会（30団体） 公募市民による舞台・展示（20団体、個人146人）
延べ入場者数	24, 227人

吹田歴史文化まちづくりセンター（愛称：浜屋敷）

1 施設の概要

位 置	南高浜町6番21号
目 的	まちに個性、魅力及び潤いをもたらし、地域社会の発展に寄与する。
敷 地 面 積	2,994.97㎡
建 築 面 積	630.91㎡
延べ床面積	524.77㎡
構 造 ・ 規 模	主屋・事務所棟・蔵 木造平屋一部2階建 だんじり展示庫 R C造平屋建
主 な 施 設	和室、土間、事務室、吹田発展資料室、ギャラリー兼音楽室、多目的室、 だんじり展示庫
開 設 年 月 日	平成15年(2003年)6月1日

2 施設の管理運営

指定管理者である特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会が行っている。

3 平成25年度(2013年度)の施設利用状況

	件 数	人 数
ギャラリー兼音楽室	455	3,750
和室(1)	519	12,136
和室(2)	525	246
和室(3)	299	91
玄関の間	279	33
茶の間	241	158
計	2,318	16,414

※和室(1)～(3)、玄関の間、茶の間を同時に利用している場合、人数は和室(1)に集計

4 平成25年度(2013年度)の事業実施状況

	実施回数	参加人数
季節行事	11	1,791
文化教養講座	14	817
絵画・彫刻等の展示	1	105
音楽会(コンサート)等	6	295
伝統芸能	6	522
その他	25	567
計	63	4,097

市民協働学習センター

まちづくりについて活動している団体が自由な意見や情報の交換を図るとともに、これからまちづくりに参加しようとする市民が、一緒になって考え活動する機会を提供している。

それぞれが連携、協力、補完的なつながりを持ち、市民と行政の良きパートナーシップを築き上げ、新たな公共領域の確立を目指すとともに、一歩進んだまちづくりの創造を図っている。

市民協働学習センター運営委員において運営され、「学塾部会」、「情報部会」、「交流部会」を設置。

「学塾部会」→市政の現状や課題を学ぶ「入門講座」、及びグループワークを中心に市政を調査・研究する「応用講座」の開催

「情報部会」→市民活動情報を掲載した広報誌「つながる」の発行、及びブログの作成

「交流部会」→団体間の交流を図り、ネットワークの構築を目的として「交流会」の開催

吹田市文化会館（愛称：メイシアター）

1 施設の概要

位 置	泉町2丁目29番1号
目 的	市民の文化の向上を図る
敷地面積	10,229.24㎡
建築面積	6,782.36㎡
延べ床面積	16,119.70㎡
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）・地下1階、地上4階建
工 期	昭和58年（1983年）4月1日～昭和59年（1984年）11月30日
開設年月日	昭和60年（1985年）4月1日
総事業費	8,986,160千円
主な施設	
・大ホール	
用 途	コンサートを中心に、オペラ、バレエなどに適した多目的ホール
収容人員	1,397席、1階1,066席、車いす席5席、親子室 2階326席
・中ホール	
用 途	演劇を中心に、ミュージカル、古典芸能などに適した多目的ホール
収容人員	プロセニウム型式時487席、車いす席5席、親子室

アリーナ型式時617席、車いす席5席、親子室

- ・小ホール
 用 途 人形劇などに適した多目的ホール
 収容人員 153席、車いす席3席、親子室
- ・レセプションホール (295.7㎡、フロア300人、いす席120人)
 用 途 各種パーティー、祝賀会、披露宴など飲食を伴う催し
- ・リハーサル室 (104.7㎡、定員30人)、第1練習室 (75.6㎡、定員30人)、
 第2練習室 (91.1㎡、定員30人)、集会室 (238.7㎡、定員150人)、
 展示室 (187.9㎡)、茶室 (8.5畳、定員10人)、和室 (38.5畳、定員50人)、
 第1会議室 (72.9㎡、定員30人)、第2会議室 (36.4㎡、定員10人)、
 屋上庭園、洋食レストラン、和食レストランなど

2 施設の管理運営

指定管理者である公益財団法人吹田市文化振興事業団が行っている。

3 平成25年度（2013年度）の施設利用状況

	使用日数（日）	人数（人）
大ホール	281	211,146
中ホール	294	103,650
小ホール	290	36,032
レセプションホール	241	31,981
リハーサル室	318	7,878
第1練習室	318	8,089
第2練習室	324	8,309
集会室	307	31,644
展示室	268	37,822
茶室	203	1,467
和室	238	6,162
第1会議室	313	11,531
第2会議室	266	2,694
屋上庭園	7	—
合 計	3,668	498,405

非核平和都市宣言関連事業

本市では、従来から平和の理念を基調にまちづくりを進めており、核兵器廃絶、世界の恒久平和の実現を願う市民の声の高まりの中で、昭和58年(1983年)8月1日、市議会の議決を経て「非核平和都市宣言」を行った。以来、毎年各種啓発事業を実施してきた。

平成25年度(2013年度)は、「市民平和のつどい」において、平和に関する催し(伝統芸能)や子ども劇場、夏休み特選映画劇場を開催した。非核平和資料展では、パネル展示、「原爆」、「大阪空襲」を題材としたパネルや市民の方々から寄贈していただいた戦時中の実物資料を展示し、戦争の悲惨さ、平和の尊さを考えていただく機会とした。また、非核平和都市宣言30周年記念事業として、広島の平和記念式典に市民大使(中学生)を派遣した。

平成25年度(2013年度)事業

市民平和のつどい2013(非核平和資料展、平和に関する催し(伝統芸能)、子ども劇場、夏休み特選映画劇場)

平和祈念資料館企画展

平和祈念資料館・平和映画会(原則として土・日)

平和祈念黙とう(8月6日、9日、15日)

非核平和都市宣言記念事業(平和大使)

平和祈念資料館

戦時中の記録写真や市民から寄贈された国民生活や軍隊に関する実物資料の展示、平和に関する書籍の配架のほか、学校などに対して資料の貸出しを行っている。

平和に関する資料、情報を広く市民の利用に供し、平和の尊さや戦争の悲惨さを伝え、平和に対する意識の高揚を図る。

位 置 津雲台1丁目2番1号(千里ニュータウンプラザ8階)

延べ床面積 300 m²

開設年月日 平成4年(1992年)10月25日(平成24年(2012年)9月3日に現在地へ移転)

利用時間 10:00~18:00

休館日 月曜日、祝日(ただし、その日が月曜に重なるときは、その翌日も)、年末年始

平成25年度(2013年度)展示内容

常設展 戦争に関する記録写真・実物資料

企画展 アンネ・フランクと希望のバラ

利用者 平成25年度(2013年度)利用者 15,086人

人 権

憲法や世界人権宣言にうたわれている基本的人権の尊重の理念に基づき、差別のない社会が一日でも早く実現するよう、男女共同参画や子供、高齢者、障がい者、同和問題等、様々な人権問題の解決を目指し、人権意識の高揚を図るなど、人権に関わる事業を展開した。

1 人権施策推進本部の設置

施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内推進体制として、人権施策推進本部を設置している。推進本部には本部会（総合的な企画及び調整機能）と幹事会（施策推進のための連絡調整機能）を設け、施策の推進に努めている。

2 人権啓発推進協議会

地域に密着した啓発活動への取組が進められている吹田市人権啓発推進協議会の各地区委員会に対して、より一層の活動の充実と円滑な運営を図るための支援を実施した。

3 平成25年度(2013年度)事業

- ・ 憲法制定記念事業 「憲法と市民のつどい」、「パネル展」
- ・ 人権週間啓発事業 「人権フェスティバル」、「じんけん作品・パネル展」、「街頭啓発」、「人権カレンダー作製」
- ・ 市民ひゅーまんセミナー
- ・ 人権啓発パネル展

交 流 活 動 館

施設の概要

開設年月日	昭和46年(1971年)8月14日
位 置	岸部中1丁目22番2号
目 的	基本的人権尊重の精神に基づき、市民の生活文化及び福祉の向上並びに交流の促進を目指し、全ての人権問題の課題解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする。
敷地面積	2,190.7 m ²
建築面積	723.0 m ²
延べ床面積	1,862.5 m ²

構造・規模	鉄筋コンクリート造3階建 会議室（3）、学習室（3）、相談室、実習室、和室（3）、図書室、事務室（3）、研修室、ホール
利用時間	9：00～22：00（月曜日～金曜日）、9：00～17：00（土曜日）
休館日	日曜日、祝日、年末年始

すいたストップDVステーション（DV相談室）

平成23年（2011年）4月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づく、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップDVステーション（DV相談室）」を人権文化部内に設置し、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援するなど、総合的なDV防止対策事業を実施している。

男女共同参画

1 男女共同参画推進条例

平成11年(1999年)6月に制定された「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けるとともに、あらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に取り組むことを、国、地方公共団体及び国民に求めている。

市では、平成14年(2002年)10月に、男女共同参画社会の実現に向けて、行政と市民、事業者が協働して取組を進めるための基盤となるものとして、「男女共同参画推進条例」を制定した。

この条例は、男女の人権の尊重など五つの基本理念、市・市民・事業者の責務、性別による権利侵害等の禁止、公衆に表示する情報に関する留意、男女共同参画計画の策定等の市の基本的施策、男女共同参画審議会の設置などについて定めている。これらにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としている。

2 すいた男女共同参画プラン

男女共同参画推進条例に基づく具体的な行動計画である「すいた男女共同参画プラン」（第1次計画）を平成15年(2003年)に策定、平成20年(2008年)には「第2次すいた男女共同参画プラン」（第2次計画）を策定し、男女共同参画センターを拠点にその推進に努めてきた。さらに、平成24年度(2012年度)に第2次プランの計画期間が終了したことから、これまでの取組を評価・統括し、引き続き計画的な事業の推進を図るため「第3次すいた男女共同参画プラン」（第3次計画）を策定した。

第3次プランでは、I～VIの六つの基本方向、27の基本課題を設定するとともに、プラン内に「吹田市DV防止基本計画」を盛り込み、DV防止に積極的に取り組むとしているほか、行政と市民・事業者が協働するために市の施策と併せて市民の取組も示している。また、計画的に事業を実施するために、計画推進の指標を設定している。

3 男女共同参画推進本部の設置

施策の総合的な推進を図るために庁内推進体制として、男女共同参画推進本部を設置している。推進本部には本部会（基本事項の決定及び総合調整機能）と幹事会（施策推進のための連絡調整機能）を設け、男女共同参画推進条例及びすいた男女共同参画プランに基づき施策の推進に努めている。

4 政策決定の場への女性の参画促進

審議会等への参画を促進するために、参画状況を調査するとともに、男女共同参画推進本部で、新しく設置する市民会議等への女性の積極的な参画を働き掛けている。

5 啓発事業の実施

市民向け啓発事業の一つとして、「女と男のいきいきライフ」（年2回市報の特集記事）を発行した。また、中学2年生向け啓発冊子「エール」を配布し、啓発した。

ドメスティック・バイオレンス（DV）防止のためのパンフレットとカードを発行し、市内公共機関、医療機関等に配布し、情報提供に努めた。

6 男女共同参画苦情等処理委員制度

男女共同参画推進条例に基づき、市が実施する男女共同参画の推進及び推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や性別による人権侵害についての相談の申出を、公正・中立な立場で処理するための「男女共同参画苦情等処理委員」を設置し、弁護士等3名が対応している。

7 ダブルリボンプロジェクト基金積立事業

女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待の防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせて、吹田市が独自にW（ダブル）リボンマークを考案した。

このマークを旗印に、DVや児童虐待など「暴力のない安心安全のまち、すいた」の実現を目指し、Wリボンバッジの販売や、連続講座などの「Wリボンプロジェクト」を実施しているが、その財源として平成26年（2014年）3月に「ダブルリボンプロジェクト基金」を創設した。この基金にバッジの売上げの一部や、事業者、市民の皆様からの寄附金などを積み立てており、DV被害者や児童虐待の当事者に「あなたはひとりではない、STOP Violence」というメッセージを伝えるとともに、Wリボンプロジェクトの推進を図る。

男女共同参画センター

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設であり、教育センターとの複合施設である。

1 施設の概要

位 置	出口町2番1号		
敷地面積	1,426.93 m ²	建築面積	799.00 m ²
延べ床面積	2,847.67 m ² (うち男女共同参画センター2,061.55 m ²)		
構造・規模	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建		
	地階	工芸室・実験室	
	1階	事務室・印刷室・相談室・情報ライブラリー・懇話室・第2会議室・和室・保育室・実技研修室・生活科学室	
	2階	研修室・第1会議室・視聴覚室	
開設年月日	昭和62年(1987年)6月1日		
	平成5年(1993年)10月1日	婦人会館から女性センターへ名称変更	
	平成14年(2002年)11月1日	男女共同参画センターへ名称変更し、所属を教育委員会社会教育部から人権部(現人権文化部)へ変更	
工 費	553,519千円(総工事費782,100千円のうち男女共同参画センター部分)		

2 施設の利用状況

男女共同参画の推進と女性の社会的活動の場として、多くの団体・サークルに利用され、平成25年度(2013年度)は3,681件、延べ利用者73,717人に達している。学習や会議での利用を始め、男性グループの料理や女性の大工サークルの活動等に利用されている。

3 主催事業等

男女共同参画を進めるために、講座・研修会の開催等様々な事業を実施している。意識啓発講座、社会参加促進支援講座、講演会、男女共同参画地域フォーラムなど、平成25年度(2013年度)は48講座125回を開催し、延べ3,768人の参加があった。また、市民と協働し、男女共同参画を推進するための、男女共同参画推進員(参画スタッフ)制度を設け、講座の企画・運営やセンターだより「ソフィア」の編集等の活動を行っているほか、事業者を対象とした研修会の開催や啓発パンフレットの発行を行っている。

情報ライブラリーにおいては、図書資料19,460冊（平成25年度（2013年度）末現在）、逐次刊行物、行政資料、視聴覚資料等を収集・提供し、インターネットでの蔵書の検索・予約を実施している。貸出登録者は3,459人（同）で、平成25年度（2013年度）の図書の貸出しは4,986冊、延べ利用者は8,045人であった。

また、相談業務としては、電話相談と面談で行う悩みの相談室を週1回、法律相談を月1回、DV（ドメスティック・バイオレンス）相談を月3回、いずれも女性を対象に実施している。

・実施状況 (単位：件)

内 容	相談件数
電 話 相 談	155
悩 み の 相 談	128
D V 相 談	67
法 律 相 談	54
合 計	404